

※ベルが鳴る

(議長)

おはようございます。

(「おはようございます」の声)

(議長)

ただ今の出席議員は、12名です。定足数に達しておりますので、会議は成立致しました。

ただ今から、令和2年第2回江差町議会定例会を開会致します。

(議長)

本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配布のとおりであります。

(議長)

日程第1、会議録署名議員を指名致します。

会議録署名議員は、会議規則第129条の規定により、3番、小林議員、4番、小野寺議員を指名致します。

(議長)

次に、日程第2、会期の決定について、を議題と致します。

今定例会の会期及び議会運営については、所管の議会運営委員会に付託されておりますので、委員長の報告を求めます。

「小野寺委員長」

議長。

(議長)

「小野寺委員長」。

「小野寺委員長」(報告)

おはようございます。

(「おはようございます」の声)

「小野寺委員長」（報告）

議会運営委員会から、報告致します。

最初に、委員会の開催状況であります。当委員会は5月25日、6月3日の2日間、委員会を開催し、町理事者の出席を求め、今定例会に提出される議案内容の説明を受けるなど、日程及び運営について協議致しました。

次に、今定例会の議案、一般質問等についてであります。今定例会には、江差町国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてを始め、8件の議案が提出されている他、報告2件、選挙2件、議員発議として9件、一般質問は6名の通告であります。詳細につきましては、お手元に配布しております報告書のとおりでございます。

次に、会期の日程についてであります。5月25日の委員会の協議を経て、会期の日程は6月11日から12日までの2日間として協議してきましたが、その後、6月3日の委員会で、議案審議内容や今般の新型コロナウイルスの感染防止の観点から、会期を6月11日の1日間とすることと致しました。議員理事者側共々、ご協力をお願い致します。

次に、一般質問についてでございます。これまでと同様に一問一答方式として、質問の回数は、再再質問まで認められますが、今議会については、先の理由のとおり、1回の質問で、終了するよう努めて頂きたい。そのためにも、理事者の答弁も質問の主旨に噛み合ったものになるように努めて頂きたい。質問の時間についてです。従来通り、答弁を含め60分の時間制としますが、議長の許可を得た場合、30分まで延長を許可することとしました。ただ、先に述べたとおり、今議会については、極力、簡潔を旨として頂きたい。また、質問答弁については、議員は一回目の質問から自席で、自席で、理事者は一回目の答弁は演壇により行い、再質問以降は、自席で行うことと致します。理事者においては、議員からの質問に対して、議長の許可を得て反問出来ることとし、それに要する時間は60分の制限時間外とすることと致します。また、一般質問や議案等の質疑で、感想や要望、お礼など、一般質問や質疑から外れる発言の他、一般質問は事前通告制となっております。このため、通告した質問趣旨以外の質疑は、厳に慎むようお願いを致します。

次に、理事者の議案説明についてです。理事者の議案説明についても、既に、議員全員協議会等で説明している箇所は、簡潔明瞭にするなど、感染症予防対策のための協力をお願い致します。

最後であります。感染症予防対策についてでございますが、新型コロナウイルス感染症拡大は、終息しておりません。国、道の緊急事態宣言措置は全面解除となりましたが、今だ、治療法は確立されておらず、根本的な解決には至っておりません。一番、注意しなければならないことは、潜伏期間が長く、自覚症状がない方からでも、感染が拡大されるという特徴であります。自席の距離や議場の換気等、新しい生活様式に即した対応を模索しております。議員、理事者含め、本議会の運営に対して、皆様のご理解とご協力を頂きたく、お願いを申し上げます。以上、議会運営委員会におい

て、協議した結果を報告と致します。

(議長)

以上で、報告が終わりました。

お諮りします。今定例会の会期及び議会運営については、委員長の報告のとおりとしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

(議長)

異議なしと認めます。

よって、会期は本日1日とし、一般質問については、一問一答方式で行い、質疑については自席で行い、答弁については、1回目は演題で、2回目以降は、自席で行うことと致します。質問の回数は再再質問まで、答弁を含め60分以内の時間制を採用して行うこととし、それを超える場合は、議長の判断を得て、30分まで延長することが出来るものと致します。理事者においては、議員からの質問に対して、議長の許可を得て、反問出来ることとし、それに要する時間は60分の時間外とすることに決定致しました。

なお、新型コロナウイルス対策として、説明質疑及び審議に当たっては、可能な限り時間を短縮に努め、迅速な議会運営を図って参りたいと思っております。

また、庁内換気は、出入り口のドアを開口しておりますので、ご協力を宜しくお願い致します。

(議長)

次に、議長からの諸般の報告を致します。

報告内容は、お手元に配付のとおりでありますので、ご了解願います。

(議長)

日程第3、閉会中の継続調査の申し出を議題と致します。各常任委員会、各特別委員会から、議会規則第76条の規定に基づき、お手元に配布のとおり、継続調査の申し出がありました。

各委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査としたいと思いますが、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

(議長)

異議なしと認め、よって、各委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定致しました。

(議長)

次に、町長からの行政報告の申し出がありますので、これを許可致します。

「町長」

議長。

(議長)

「町長」。

「町長」(行政報告)

始めに、令和元年度江差町各会計決算見込みについて、ご報告申し上げます。

令和元年度の各会計につきましては、5月末をもって出納閉鎖を致しましたので、決算見込みについてご報告申し上げます。

一般会計の決算見込みにつきましては、歳入総額5億8,286万3千円に対し、歳出総額5億6,308万5千円、歳入歳出差引1億6,977万8千円となりました。このうち、繰越明許費の繰越により、翌年度へ繰り越すべき財源として、3,479万1千円を差し引いた後の実質収支が、1億3,498万7千円となりました。このうち、地方自治法第233条の2、但し書きの規定により、7,000万円を財政調整基金に積立し、残額6,498万7千円は令和2年度に繰り越し致しました。これにより、令和元年度末の現在高に決算剰余金処分による積立額を加えた財政調整基金の現在高は、2億3,020万円となりました。令和元年度決算につきましては、歳入の面では、町税収入や、地方交付税交付額が、当初見込みを上回ったこと。歳出の面では、各種建設事業費の減少や、特別会計への繰り出しが当初の見込みを下回ったことなどが、収支の結果に繋がったものでございます。

以下、各特別会計の決算見込みにつきましては、資料のとおりとなっておりますので、割愛させていただきます。

次に、令和元年度江差町水道事業会計決算概要についてでございます。令和元年度の水道事業会計につきましては、3月末をもって決算を致しましたので、その概要についてご報告申し上げます。当年度の損益計算において、営業収益で2億6,741万2千円、営業費用では2億5,382万1千円となり、1,359万1千円の営業利益となるものです。また、営業外収益は1億8,350万8千円、営業外費用では5,909万5千円となり、1億2,441万3千円の利益を生じ、営業利益と合わせて、1億3,800万4千円の経常利益となり、当年度は特別利益

損失がありませんので、同額の純利益となるものでございます。本決算により、当年度純利益1億3,800万4千円から前年度、未処理欠損金8,620万5千円を差し引いた、5,179万8千円が利益剰余金となるものでございます。また、貸借対照表につきましては、別紙資料のとおりとなっておりますので割愛させていただきます。

次に、江差町とサツドラホールディングス株式会社との共同事業に関する協定書締結について、ご報告申し上げます。本件につきましては、去る3月12日開催の議会全員協議会において、協定書締結に至りました経緯と、その概要について、ご説明申し上げたところであり、また、既に新聞等で報道されておりますが、3月27日に取り行いました、調印式によりまして、町内でドラックストアを2店舗構えるサツドラホールディングス株式会社との、いわゆる包括連携協定を締結致したところであります。本協定は、両者が多様な連携を通じて、互いの資源や特色を生かした事業に共同して取り組むことにより、地域の活性化及び、住民サービスの向上に資することを目的としているものでございます。主な事業分野につきましては、まちづくりや地域の振興発展、歴史文化観光資源の活用、地域振興を担う人材育成等としているところであり、今年度、第1段の取り組みと致しまして、スマホアプリを活用した健康づくり事業を進めて行くこととしております。今後は、鷗島周辺の観光交流拠点化を図る、北の江の島の事業推進にあたりましても、官民共同の中で更に連携を深めて参りますので、ご理解下さるようお願い致します。

最後に、江差町上ノ国町自治体間連携協力に関する協定について、ご報告申し上げます。令和2年度町政執行方針で表明しておりました、江差町民と上ノ国町民の総合交流を図ることを目的として、兼ねてより協議をしておりました、江差町社会体育施設及び江差町文化財施設と上ノ国町社会体育施設の総合利用について、このたび、両者において、7月1日から実施することで、協議内容の合意がなされたことに併せまして、両町間の連携協定締結に向けた動きについて、ご報告させていただきます。

まず、施設相互利用の具体的な合意内容であります。江差町社会体育施設のうち、うみ街信金ボールパーク、江差町民テニスコート、江差町民多目的広場、朝日町民体育館、水堀町民プールの5箇所と、江差町文化財施設のうち、旧中村家住宅、旧檜山爾志郡役所、旧関川家別荘の3箇所を使用料及び入館料について、上ノ国町民は、江差町民と同様に取り扱いをすることと致しました。更に、上ノ国町民の社会体育団体につきましては、合意致しました全ての社会体育施設の利用について、江差町体育団体と同様に、5割減免で利用出来ることとなります。上ノ国町の社会体育施設についてですが、上ノ国町スポーツセンター、天の川ふれあい広場の2箇所については、現在、上ノ国町民が個人で使用する際は、無料となっております。江差町民も無料となります。これによって、江差町民と上ノ国町民の双方は、両町の利用規定に沿って、更に、相互交流の促進が期待されます。

また、高校性以下に利用につきましては、両町のどの社会体育施設を利用しても、使用料が無料となることから、活発な利用効果が期待でき、一層の相互交流が図られることとなります。

次に、両町の連携協定に関してです。両町はこれまでも江差町の水源として、上ノ国町内にダムを整備、下水道事業でも町内砂川の処理施設を両町で整備運営しているのを始め、現在、新たな給食センター整備に向けて、2町協議の中で、動き出ししているところであり、隣接する町同士として、行政コストの軽減を図る観点での連携を進めてきたところです。更に、今定例会では、北海道市町村振興協会の補助事業を活用しながら、両町で関東圏へのプロモーションや、ふるさと納税返礼品開発などを念頭においた、2町による連携事業を実施して行くことで、補正予算を提案させて頂いております。この様に、施設の相互利用をきっかけとし、今後との両町の連携により、町民生活の豊かさを高めるとともに、行政運営上のコストの削減、あるいは、PR効果を狙う展開を模索するため、今月末までに、江差上ノ国両町による連携協定の締結を行うこととしております。今後とも、議員皆様のご理解とご協力をお願い申し上げます。

(議長)

以上で、行政報告を終わります。